

＜交付申請書類＞

【個人・事業主の場合】

- 別表1 交付申請 提出書類チェックリスト【個人・個人事業主用】
- 別表1-1【補助金交付申請書の必要添付書類リスト】【個人・個人事業主用】
- 別表1-2【補助金交付申請書の必要添付書類について(個人・個人事業主用)】

【法人・管理者の場合】

- 別表2 交付申請 提出書類チェックリスト【法人・管理者用】
- 別表2-1【補助金交付申請書の必要添付書類リスト】【法人・管理者用】
- 別表2-2【補助金交付申請書の必要添付書類について(法人・管理者用)】

＜実績報告書類＞

【個人・事業主の場合】

- 別表3 実績報告書 提出書類チェックリスト【個人・事業主用】
- 別表3-1【補助金実績報告書の必要添付書類リスト】【個人・事業主用】
- 別表3-2【補助金実績報告書の必要添付書類について(個人・個人事業主用)】

【法人・管理者の場合】

- 別表4 実績報告書 提出書類チェックリスト【法人・管理者用】
- 別表4-1【補助金実績報告書の必要添付書類リスト】【法人・管理者用】
- 別表4-2【補助金実績報告書の必要添付書類について(法人・管理者用)】

別表1 交付申請 提出書類チェックリスト【個人・個人事業主用】

受付年月日	令和 年 月 日
申請者氏名	

	必要書類内訳	チェック欄			
		太陽光	ZEH	蓄電池	V2H
1	交付申請書				
2	対象システムの工事請負契約書のコピー ※変更契約書の場合、当初の契約書も必要				
3	住民票の 原本 ※マイナンバーの記載が無いことを確認 ※子育て世帯又は若者夫婦世帯の場合、世帯全員分の住民票(続柄の記載有)が必要				
4	建物の平面図(複数世帯同居仕様の場合必要)				
5	県税の 完納証明書 ※住所が県外でも必要				
6	個人住民税の 完納証明書				
7	電力受給確認書 (コピー)				
	受給開始のお知らせ				
	電力受給契約のご案内				
8	かがわスマート・グリーンバンク入会届 ※蓄電池又はV2Hの申請の場合、太陽光の電力需給開始が、申請日から2年以内のみ必要				
9	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し (検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本など)				
10	建物の登記簿謄本の原本 ※既設の建物にシステムを設置する場合で、住民票住所以外に設置の場合に必要(上記「9」で建物の登記簿謄本を提出済みの場合は不要。)				
11	個人事業主の場合のみ 追加提出	消費税(地方消費税を含む)の納税証明書			
12		事業申告書のコピー			
13	代行者連絡票 (R5年度の初回申請時のみ必要)				

■ …場合によっては不要

別表1-1をご必読のうえ
☑を付けた状態でご提出ください。

別表1-1【補助金交付申請書の必要添付書類リスト】【個人・個人事業主用】

※申請書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ご提出ください。

【個人・個人事業主用】 ●必須の書類 ○場合によっては不要な書類 (必ず備考欄を読むこと)

	提出書類	太陽光	ZEH	蓄電池	V2H	備考	参照頁
	提出書類チェックリスト ※ご提出いただく書類をご自身でも必ずご確認「☑」ください	●	●	●	●	別表 1	3 4
	交付申請書	●	●	●	●	様式第 1 号	1 7
①	工事請負契約書	●	●	●	●		3 6
②	住民票	●	●	●	●	ZEH において加算要件が「子育て世帯又は若者夫婦世帯」に該当する場合、 世帯全員分 の住民票(続柄の記載有)が必要	3 6
③	建物の平面図		○			ZEH において加算要件が「子育て世帯又は若者夫婦世帯」に該当せず、「複数世帯同居仕様」に該当する場合に必要	3 6
④	県税の完納証明書	●	●	●	●		3 6
⑤	個人住民税の完納証明書	●	●	●	●		3 6
⑥	電力受給契約確認書		○	○	○	交付申請時点で、既に太陽光を設置している場合必要	3 7
⑦	かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)入会申込書	●	●	○	○	蓄電池又は V2H のみの申請で 2020 年度以前に太陽光発電システムを設置している場合など、入会の条件を満たさない場合は不要	3 7
⑧	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し(検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本など)	●		○		既築住宅に対象システム(太陽光、蓄電池)を設置する場合に必要 ※蓄電池のみの申請でほかの提出書類で既築住宅であることが確認できる場合は不要	3 7
⑨	建物の登記簿謄本の原本(上記「⑧」で建物の登記簿謄本を提出済みの場合は不要)	○	○	○	○	既設の建物に補助対象システムを設置する場合で、住民票住所以外に設置の場合必要	3 7
⑩	消費税(地方消費税を含む)の納税証明書(その3)	○	○	○	○	個人事業主の場合に必要	3 7
⑪	事業申告書のコピー	○	○	○	○	個人事業主の場合に必要	3 7
⑫	その他必要となる書類	○	○	○	○	補助金の交付決定を行うため必要な書類を追加で求める場合は提出してください。	3 7

別表1-2【補助金交付申請書の必要添付書類について(個人・個人事業主用)】

※個人事業主…住民票上の住所以外のマンションやアパートに補助対象システムを設置する者

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類
<p>①対象システムの工事請負契約書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として<u>お客様控えのコピー</u>を提出してください。 ・注文者は、<u>申請者本人</u>となります。(共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。) ・原則として<u>設置するシステムの購入が明確に確認できることが必要</u>です。 ・契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。 ・太陽光発電システムを設置する場合は、<u>設置する太陽電池の公称最大出力が契約書、付属書類、割付図等で確認できることが必要</u>です。 ・蓄電システムを設置する場合は、<u>設置するシステムが国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象機器となっていること及び設備費用が契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。 ・V2Hシステムを設置する場合は、<u>設置するシステムが一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されていること及び設備費用が契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。 ・工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)又は売買契約書</u>でも提出可能です。 ・<u>補助対象経費(2つのシステムを設置する場合はその合計金額)は契約金額と一致する必要があります</u>。 ・建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。
<p>②住民票の原本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された現住所の住民票の原本を提出してください。 ・県外住所の場合は、前住所の記載のある住民票としてください。 ・<u>本籍地は不要</u>です。 ・<u>マイナンバーが記載されたものは受理できません</u>。 ・<u>ZEHの申請において加算要件が「子育て世帯又は若者夫婦世帯」に該当する場合、世帯全員分の住民票(続柄の記載有)が必要</u>です。
<p>③建物の平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEHの申請において加算要件が「子育て世帯又は若者夫婦世帯」に該当せず、「複数世帯同居仕様」に該当する場合に必要です。キッチン、浴室、トイレまたは玄関のうち、いずれか2つ以上が複数箇所あることが分かるように平面図に印をつけてください。
<p>④県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 ・<u>申請者が県外在住者の場合でも必要</u>です。(発行されます。) ・香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。78 ページの地図をご参照ください。) ・<u>証明手数料は1通につき400円(香川県証紙)です</u>。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。 ・その他証明書発行については香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせください。
<p>① 個人住民税の完納証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、56、57 ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口へ提出し、発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。) ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。

・証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日から3ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)をご提出いただく必要があります。

⑥電力受給契約確認書のコピー

- ・固定価格買取期間内の申請者は、四国電力管内については、「受給開始のお知らせ」又は「購入単価等に関するお知らせ」のいずれか1枚及び「電力受給契約のご案内」の計2枚、中国電力管内については、「電力受給契約のお知らせ」が必要となります。
- ・固定価格買取期間終了後の申請者は、買取期間終了後に締結した電力会社との電力受給契約書が必要となります。
(資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)

⑦かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)入会申込書

- ・かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)会員規約をご確認いただき、入会届に必要な事項を記載した上で、提出ください。
- ・蓄電池又はV2Hの申請において、2020年度以前に太陽光発電システムを設置された場合は入会届の提出が不要です。

⑧既築住宅に太陽光発電システム、蓄電池を設置する場合は、補助対象システムを設置する住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し

- ・検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本など
- ・蓄電池のみの申請でほかの提出書類で既築住宅であることが確認できる場合は不要

⑨建物の登記簿謄本の原本(上記「⑧」で提出済みの場合は不要)

- ・集合住宅や別荘等で住民票に記載された住所以外の場所、及び集合住宅の共用部分に設置の場合は必要となります。
- ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本を提出してください。
- ・申請者の住所(住民票の住所)と登記簿謄本に記載のある申請者の住所は、一致していることが必要です。
- ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。
- ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。

⑩消費税(地方消費税を含む)の納税証明書(その3)

- ・本社・本店所在地の税務署で、納税証明書(証明書の種類:その3、税目:消費税及び地方消費税)の発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。
- ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の税務署にお問い合わせください。

⑪事業申告書のコピー

- ・個人事業主(青色申告者・白色申告者)の場合は、提出してください。
 - ＊電灯契約者(電力受給契約予定者)名が個人事業登録している屋号の場合は、申請者と電灯契約者(電力受給契約予定者)が同一であることを証明するために必要です。
 - ＊青色申告者の場合、直近の会計年度に税務署に提出した「青色申告決算書」のコピーを提出してください。
 - ＊白色申告者の場合、直近の会計年度に税務署に提出した「収支内訳書」のコピーを提出してください。
 - ＊新たに事業を開始された方は、管轄の税務署に届け出た「個人事業の開廃業等届出書」のコピーを提出してください。

⑫その他必要となる書類

- ・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

別表2 交付申請 提出書類チェックリスト【法人・管理者用】

受付年月日	令和 年 月 日
申請者氏名	

	必要書類内訳	チェック欄			
		太陽光	ZEH	蓄電池	V2H
1	交付申請書				
2	対象システムの工事請負契約書のコピー ※変更契約書の場合、当初の契約書も必要				
3	県税の 完納証明書 ※住所が県外でも必要				
4	建物の登記簿謄本 ※店舗、事務所等との兼用を含む県内の住宅に対象システムを設置する場合に必要				
5	電力受給確認書 (コピー)				
	受給開始のお知らせ				
	電力受給契約のご案内				
6	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し（検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本）※既築住宅の場合のみ必要 （上記「4」で建物の登記簿謄本を提出済みの場合は不要）				
7	会社謄本の原本				
8	消費税（地方消費税を含む）の納税証明書				
9	管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料等				
10	個人住民税の 完納証明書 ※発送日から3ヶ月以内のものか確認				
11	代行者連絡票（R5年度の初回申請時のみ必要）				

…場合によっては不要

別表2-1をご必読のうえ
を付けた状態でご提出ください。

別表2-1【補助金交付申請書の必要添付書類リスト】【法人・管理者用】

※申請書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ご提出ください。

【法人・管理者用】 ●必須の書類 ○場合によっては不要な書類 (必ず備考欄を読むこと)

	提出書類	太陽光	ZEH	蓄電池	V2H	備考	参照頁
	提出書類チェックリスト ※ご提出いただく書類をご自身でも必ずご確認「☑」ください	●	●	●	●	別表2	38
	交付申請書	●	●	●	●	様式第1号	17
①	工事請負契約書	●	●	●	●		40
②	県税の完納証明書	●	●	●	●		40
③	建物の登記簿謄本	○	○	○	○	※店舗、事務所等との兼用を含む県内の住宅に対象システムを設置する場合に必要	40
④	電力受給契約確認書		○	○	○	交付申請時点で、既に太陽光を設置している場合に必要	40
⑤	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し（検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本）※既築住宅の場合のみ必要（上記「③」で建物の登記簿謄本を提出済みの場合には不要）	●		○		既築住宅に対象システム（太陽光、蓄電池）を設置する場合に必要	41
⑥	会社謄本の原本	○	○	○	○	法人の場合に必要	41
⑦	消費税（地方消費税を含む）の納税証明書	○	○	○	○	法人の場合に必要	41
⑧	管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料等	○	○	○	○	管理組合法人、区分所有法に規定する管理者の場合に必要	41
⑨	個人住民税の完納証明書	○	○	○	○	区分所有法に規定する管理者の場合に必要	41
⑩	その他必要となる書類	○	○	○	○	補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合は、提出してください。	41

別表2-2【補助金交付申請書の必要添付書類について(法人・管理者用)】

必要添付書類	◆は、必要に応じて提出いただく書類
①対象システムの工事請負契約書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として<u>お客様控えのコピー</u>を提出してください。 ・注文者は、<u>申請者本人</u>となります。(共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。) ・原則として<u>設置するシステムの購入が明確に確認できることが必要</u>です。 ・契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。 ・太陽光発電システムを設置する場合は、<u>設置する太陽電池の公称最大出力が契約書、付属書類、割付図等で確認できることが必要</u>です。 ・蓄電システムを設置する場合は、<u>設置するシステムが国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象機器となっていること及び設備費用が契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。 ・V2H システムを設置する場合は、<u>設置するシステムが一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されていること及び設備費用が契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。 ・工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)又は売買契約書</u>でも提出可能です。 ・<u>補助対象経費(2つのシステムを設置する場合はその合計金額)は契約金額と一致する必要があります</u>。 ・建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。
②県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 ・<u>申請者が県外在住者の場合でも必要</u>です。(発行されません。) ・香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。(78 ページの地図をご参照ください。) ・<u>証明手数料は1通につき400円(香川県証紙)です</u>。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。 ・その他証明書発行については香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせください。
③建物の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された登記簿謄本を提出してください。 ・<u>建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があること</u>が、交付決定の条件となります。 ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。
④電力受給契約確認書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取期間内の申請者は、<u>四国電力管内については、「受給開始のお知らせ」又は「購入単価等に関するお知らせ」のいずれか1枚及び「電力受給契約のご案内」の計2枚、中国電力管内については、「電力受給契約のお知らせ」</u>が必要となります。 ・固定価格買取期間終了後の申請者は、<u>買取期間終了後に締結した電力会社との電力受給契約書</u>が必要となります。

(資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)

⑤既築住宅及び建売住宅に太陽光発電システムを設置する場合は、補助対象システムを設置する住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し

・(検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本)(上記「③」で提出済みの場合は不要)

⑥会社謄本の原本

・法人が申請を行う場合に、提出してください(現在事項証明書でも構いません)。

・申請日から3ヶ月以内に発行された会社謄本の原本を提出してください。

⑦消費税(地方消費税を含む)の納税証明書(その3)

・本社・本店所在地の税務署で、納税証明書(証明書の種類:その3、税目:消費税及び地方消費税)の発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。

・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の税務署にお問い合わせください。

⑧管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料と対象システム

設置議決時の議事録のコピー

・分譲集合住宅で、区分所有法に規定する管理者として申請する場合に必要。(管理規約は「区分所有等に関する法律」に基づき定められたものであること。)

・管理組合法人の場合は、上記書類の代わりに法人登記簿謄本(原本)と対象システム設置議決時の議事録のコピーを提出してください。

⑨個人住民税の完納証明書

・原則として、56、57ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口に出し、発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。)

・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。

・証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)をご提出いただく必要があります。


⑩その他必要となる書類

・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

別表3 実績報告書 提出書類チェックリスト【個人・事業主用】

受付年月日	令和 年 月 日
申請者氏名	

	必要書類内訳	チェック欄			
		太陽光	ZEH	蓄電池	V2H
1	実績報告書				
2	【交付決定時と住所が変更になった場合】 住民票の原本 ※マイナンバーの記載が無いことを確認				
3	領収書（コピー）				
4	電力受給確認書 （コピー）	受給開始のお知らせ （購入単価等に関するお知らせ）			
5		電力受給契約のご案内			
6	出力対比表 ※メーカーの発行でない場合、県様式の出力対比表が必要				
7	建物全体の写真 【倉庫や車庫等、連系点と別の場所に設置している場合】 連系点（屋内分電盤の設置場所）の住宅全体写真				
8	太陽電池モジュールの設置写真 【写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合・集合住宅の場合】システム（モジュール）配置図（割付図）				
9	パワーコンディショナの型式名と製造番号及び定格出力が確認できる資料 （写真、保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか）				
10	BELS の評価書				
11	蓄電システムの設置写真（蓄電池本体で可）				
12	蓄電池本体の型式名と製造番号が確認できる資料 （写真、保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか）				
13	蓄電システムの工事完了が確認できる書類 （保証開始日が記載された保証書のコピー等）				
14	V2H システムの設置写真				
15	V2H システムの型式名、製造番号が確認できる資料				
16	V2H システムの設置完了日を確認できる書類				
17	建物の登記簿謄本の写し				
18	管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料等				

 …場合によっては不要

別表3-1をご必読のうえ
☑を付けた状態でご提出ください。

別表3-1 【補助金実績報告書の必要添付書類リスト】【個人・個人事業主用】

※報告書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ご提出ください。

【個人・個人事業主用】 ● 必須の書類 ○ 場合によっては不要な書類 (必ず備考欄を読むこと)

	提出書類	太陽光	ZEH	蓄電池	V2H	備考	参照
	提出書類チェックリスト ※ご提出いただく書類をご自身でも必ずご確認「☑」ください	●	●	●	●	別表3	4 2
	実績報告書	●	●	●	●	様式第4号	2 5
①	住民票	○	○	○	○	住所が、申請時や変更承認申請時に提出したのから変更になった場合に必要	4 5
②	領収書	●	●	●	●		4 5
③	電力受給契約確認書	●	●				4 5
④	出力対比表	●	●				4 5
⑤	建物全体写真	●	●	●	●		4 5
⑥	太陽電池モジュールの設置写真	●	●				4 6
⑦	システム配置図	○	○			写真でモジュールの枚数が確認できない場合及び集合住宅の場合に必要	4 6
⑧	パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料	●	●				4 6
⑨	BELS評価書		●				4 6
⑩	蓄電システムの設置写真			●			4 6
⑪	蓄電システムの型式名、製造番号が確認できる資料			●			4 6
⑫	蓄電池の設置完了日を確認できる書類			●			4 6
⑬	V2Hシステムの設置写真				●		4 6
⑭	V2Hシステムの型式名、製造番号が確認できる資料				●		4 6
⑮	V2Hシステムの設置完了日を確認できる書類				●		4 7
⑯	建物の登記簿謄本の写し		○	○	○	新設の建物に補助対象システムを設置する場合で、住民票住所以外に設置の場合に必要	4 7

⑰	工事請負変更契約書	○	○	○	○	補助対象システムが申請時や変更承認申請時に提出したものから変更となり、変更契約書を締結した場合に必要	47
⑱	その他必要となる書類	○	○	○	○	補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合、提出してください。	47

別表3-2【補助金実績報告書の必要添付書類について(個人・個人事業主用)】

※個人事業主…住民票上の住所以外のマンションやアパートに補助対象システムを設置する者

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類

※「補助事業者」とは、この補助金の申請者本人のことを指します。

◆①住民票の原本

- ・住所が、補助金交付申請時や補助金変更承認申請時に提出した住所から変更になった場合は、現住所の住民票の原本を提出してください。
- ・本人の情報のみで構いません。本籍地は不要です。
- ・マイナンバーが記載されたものは受理できません。

②領収書のコピー

- ・対象システムに関する金額が全て含まれるものを提出してください。
- ・領収書の名義は、申請者本人となります。(共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。)
- ・発行者の印、及び収入印紙を貼付の上、消印を行ってください。
- ・補助対象経費(両方のシステムを設置する場合はその合計金額)は領収書の金額と一致する必要があります。
- ・領収書の大きさがA4サイズ以下の場合、A4サイズの紙に貼ったものかそのコピーを提出してください。
- ・対象システムを「立替払」で購入の場合は専用の領収書見本(60ページの設置費に関する領収書見本)がありますので、それを基に作成の上、コピーを2部用意してください。
- ・振込による支払の場合も、必ず領収書を提出してください。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。
- ・割賦による支払(ローン)や立替払(クレジット)等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。

③電力受給契約確認書のコピー

- ・四国電力管内については、「受給開始のお知らせ」又は「購入単価等に関するお知らせ」のいずれか1枚及び「電力受給契約のご案内」の計2枚が必要となります。
- ・中国電力管内については、「電力受給契約のお知らせ」が必要となります。
(資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)
- ・電力受給開始日が交付決定日以降になっている必要があります。

④出力対比表

- ・原則としてメーカー発行のものを提出してください。
- 発行の無いメーカーの場合
 - ・県の定めた書式例(57ページ参照)と製造番号票等のコピーの提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。
 - ・1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名/支店・営業所名をしてください。
 - ・製造番号票等(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。
 - *特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。
 - *製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていること。(製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません)

<p>⑤補助対象システムを設置した建物全体写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象システムを設置した建物の全体が分かるもの。 ・倉庫等の連系点と別の建物に設置した場合、<u>連系点が住居であることの確認できる建物全体写真</u>も必要です。
<p>⑥太陽電池モジュールの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として設置した<u>太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの</u>(屋根面ごとに必要)。 ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。 ・<u>すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は</u>、写真に加え、<u>補足資料としてシステム配置図</u>を提出してください(<u>一部分でもモジュール面が写っている写真は必須</u>)。 ・集合住宅(各戸連系)の場合は、各戸のシステムが分かるように写真に記載の上、システム配置図を提出してください。
<p>◆ ⑦システム(モジュール)配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑥の設置写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合、⑥と併せて提出してください。 ・集合住宅に設置の場合は必須。 *システムが分かるように明示したものを提出してください。
<p>⑧パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>⑨建築物第7条に基づく省エネ性能表示評価書の写し(BELS等、第三者認証を受けたもの)</p>
<p>⑩蓄電システムの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システムの設置状態が分かるカラー写真
<p>⑪蓄電システムの型式名、製造番号が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>⑫蓄電池の設置完了日を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の保証開始日が記載された製品保証書のコピー、蓄電池追加における電力受給契約書のコピーのいずれかを添付ください。 ・上記書類の発行が困難な場合、工事完了報告書等、設置完了日を確認できる書類を添付ください。
<p>⑬V2Hシステムの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V2Hシステムの設置状態が分かるカラー写真
<p>⑭V2Hシステムの型式名、製造番号が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>⑮V2Hシステムの設置完了日を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の保証開始日が記載された製品保証書のコピー、V2H追加における電力受給契約書のコピーのいずれかを添付ください。 ・上記書類の発行が困難な場合、工事完了報告書等、設置完了日を確認できる書類を添付ください。

⑩建物の登記簿謄本の写し

- ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。
- ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。
- ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。

⑪対象システムの工事請負契約書(変更)のコピー

- ・原則としてお客様控えのコピーを提出してください。
- ・注文者は、申請者本人である法人となります。(建物を含む契約書の場合は、共有名義可)
- ・原則として設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できることが必要です。
 - * 契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。
 - * 建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。
 - * 工事請負契約書の代わりとして、売買契約書又は注文書と注文請書(片方のみは不可)でも提出可能です。

◆⑫その他必要となる書類

- ・補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

別表4 実績報告書 提出書類チェックリスト【法人・管理者用】

受付年月日	令和 年 月 日
申請者氏名	

	必要書類内訳	チェック欄			
		太陽光	ZEH	蓄電池	V2H
1	実績報告書				
2	建物の登記簿謄本				
3	領収書（コピー）				
4	電力受給確認書 （コピー）	受給開始のお知らせ （購入単価等に関するお知らせ）			
5		電力受給契約のご案内			
6	出力対比表 ※メーカーの発行でない場合、県様式の出力対 比表が必要				
7	建物全体の写真 【倉庫や車庫等、連系点と別の場所に設置している場合】 連系点（屋内分電盤の設置場所）の住宅全体写真				
8	太陽電池モジュールの設置写真 【写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合・集合 住宅の場合】システム（モジュール）配置図（割付図）				
9	パワーコンディショナの型式名と製造番号及び定格出力が 確認できる資料 （写真、保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか）				
10	BELS の評価書				
11	蓄電システムの設置写真（蓄電池本体で可）				
12	蓄電池本体の型式名と製造番号が確認できる資料 （写真、保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか）				
13	蓄電システムの工事完了が確認できる書類 （保証開始日が記載された保証書のコピー等）				
14	V2H システムの設置写真				
15	V2H システムの型式名、製造番号が確認できる資料				
16	V2H システムの設置完了日を確認できる書類				
17	工事請負変更契約書				
18	管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料等				

 …場合によっては不要

別表4-1をご必読のうえ
☑を付けた状態でご提出ください。

別表4-1【補助金実績報告書の必要添付書類リスト】【法人・管理者用】

※報告書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ご提出ください。

【法人・管理者用】 ●必須の書類 ○場合によっては不要な書類(必ず備考欄を読むこと)

	提出書類	太陽光	ZEH	蓄電池	V2H	備考	参照
	提出書類チェックリスト	●	●	●	●	別表4	48
	実績報告書	●	●	●	●	様式第4号	25
①	建物の登記簿謄本	○	○	○	○	新築の場合に必要	51
②	領収書	●	●	●	●		51
③	電力受給契約確認書	●	●				51
④	出力対比表	●	●				51
⑤	建物全体写真	●	●	●	●		52
⑥	太陽電池モジュールの設置写真	●	●				52
⑦	システム配置図	○	○			写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合及び集合住宅の場合に必要	52
⑧	パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料	●	●				52
⑨	BELS の評価書		●				52
⑩	蓄電システムの設置写真			●			52
⑪	蓄電システムの型式名、製造番号が確認できる資料			●			52
⑫	蓄電池の設置完了日を確認できる書類			●			52
⑬	V2Hシステムの設置写真				●		52
⑭	V2Hシステムの型式名、製造番号が確認できる資料				●		52
⑮	V2Hシステムの設置完了日を確認できる書類				●		53
⑯	工事請負契約書(変更)	○	○	○	○	対象システムが申請時や変更承認申請時に提出したのから変更となり、変更契約書を締結した場合に必要	53
⑰	管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料等	○	○	○	○	管理組合法人、区分所有法に規定する管理者の場合に必要	53
⑱	その他必要となる書類	○	○	○	○	補助金の額の確定を	53

						行うために必要な書類を追加で求める場合、提出してください。	
--	--	--	--	--	--	-------------------------------	--

別表4-2【補助金実績報告書の必要添付書類について(法人・管理者用)】

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類

※「補助事業者」とは、この補助金の申請者本人のことを指します。

①建物の登記簿謄本の写し

- ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。
- ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。
- ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。

②領収書のコピー

- ・対象システムに関する金額が全て含まれるものを提出してください。
- ・領収書の名義は、申請者本人となります。(共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。)
- ・発行者の印、及び収入印紙を貼付の上、消印を行ってください。
- ・補助対象経費(両方のシステムを設置する場合はその合計金額)は領収書の金額と一致する必要があります。
- ・領収書の大きさがA4サイズ以下の場合、A4サイズの紙に貼ったものかそのコピーを提出してください。
- ・対象システムを「立替払」で購入の場合は専用の領収書見本(60 ページの設置費に関する領収書見本)がありますので、それを基に作成の上、コピーを2部用意してください。
- ・振込による支払の場合も、必ず領収書を提出してください。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。
- ・割賦による支払(ローン)や立替払(クレジット)等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。

③電力受給契約確認書のコピー

- ・四国電力管内については、「受給開始のお知らせ」又は「購入単価等に関するお知らせ」のいずれか1枚及び「電力受給契約のご案内」の計2枚が必要となります。
- ・中国電力管内については、「電力受給契約のお知らせ」が必要となります。
(資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)
- ・電力受給開始日が交付決定日以降になっている必要があります。

④出力対比表

- ・原則としてメーカー発行のものを提出してください。

○発行の無いメーカーの場合

- ・県の定めた書式例(57 ページ参照)と製造番号票等のコピーの提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。
- ・1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名/支店・営業所名を記入してください。
- ・製造番号票等(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。
 - *特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。
 - *製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていること。(製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません)

⑤補助対象システムを設置した建物全体写真

- ・補助対象システムを設置した建物の全体が分かるもの。

<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫等の連系点と別の建物に設置した場合、<u>連系点が住居であることの確認できる建物全体写真</u>も必要です。
<p>⑥太陽電池モジュールの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として設置した<u>太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの</u>(屋根面ごとに必要)。 ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。 ・<u>すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は、写真に加え、補足資料としてシステム配置図</u>を提出してください(<u>一部分でもモジュール面が写っている写真は必須</u>)。 ・集合住宅(各戸連系)の場合は、各戸のシステムが分かるように写真に記載の上、システム配置図を提出してください。
<p>◆ ⑦システム(モジュール)配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑥の設置写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合、設置写真と併せて提出してください。 ・集合住宅に設置の場合は必須。 *系統が分かるように明示したものを提出してください。
<p>⑧パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号及び定格出力が 1 枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>⑨建築物第7条に基づく省エネ性能表示評価書の写し(BELS等、第三者認証を受けたもの)</p>
<p>⑩蓄電システムの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システムの設置状態が分かるカラー写真
<p>⑪蓄電システムの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号及び定格出力が 1 枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>⑫蓄電池の設置完了日を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の保証開始日が記載された製品保証書のコピー、蓄電池追加における電力受給契約書のコピーのいずれかを添付ください。 ・上記書類の発行が困難な場合、工事完了報告書等、設置完了日を確認できる書類を添付ください。
<p>⑬V2Hシステムの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V2Hシステムの設置状態が分かるカラー写真
<p>⑭V2Hシステムの型式名、製造番号が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号が 1 枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証はメーカーが発行するものであること)
<p>⑮V2Hシステムの設置完了日を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の保証開始日が記載された製品保証書のコピー、V2H追加における電力受給契約書のコピーのいずれかを添付ください。 ・上記書類の発行が困難な場合、工事完了報告書等、設置完了日を確認できる書類を添付ください
<p>⑯対象システムの工事請負契約書(変更)のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてお客様控えのコピーを提出してください。 ・注文者は、申請者本人である法人となります。(建物を含む契約書の場合は、共有名義可) ・原則として設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できることが必要です。 *契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付して

ください。

* 建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。

* 工事請負契約書の代わりとして、売買契約書又は注文書と注文請書(片方のみは不可)でも提出可能です。

⑰実績報告時に報告を行う「区分所有法に規定する管理者」を選任したことが確認できる資料

・分譲の集合住宅で区分所有法に規定された管理者が、新たに選任されたことが確認できる議事録等の資料。

⑱ その他必要となる書類

・補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。